

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第31回）議事録

1 日時 平成27年7月7日(火) 14時00分～15時01分

2 場所 総務省 共用10階会議室（10階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、泉本 小夜子、
井手 秀樹、熊谷 亮丸、谷川 史郎、森川 博之（以上7名）

(2) 専門委員（敬称略）

酒井 善則（以上1名）

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、
高橋 文昭（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、片桐 義博（料金サービス課企画官）
大澤 健（料金サービス課課長補佐）、
清重 典宏（料金サービス課課長補佐）

(4) 事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

（報告事項）

① 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

【平成27年2月9日付け諮問第1220号】

② 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

【平成27年2月9日付け諮問第1221号】

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから第31回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況は、委員8名中7名がご出席ということで、当然でございますが定足数を満たしております。

また、審議内容の説明のために、接続政策委員会より酒井善則主査代理にご出席いただいております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、報告事項が2件でございます。

報告事項

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

○山内部会長　初めに、諮問第1220号「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について審議をしたいと思います。

本件は、本年2月9日開催の当部会を経まして、接続政策委員会において調査・検討を進めていただきました。

それでは、同委員会の酒井主査代理から、委員会の報告書について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○酒井主査代理　酒井でございます。お手元の資料の31-1-2をもとにご説明いたします。まず、資料31-1-2の56ページの諮問書をごらんください。

本件は、2020年代に向けた情報通信政策の在り方に関する昨年12月の情報通信審議会の答申において、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、より専門的な知見に基づく検討に着手することが適当とされたことを踏まえまして、本年2月9日に総務大臣より諮問を受けたものです。

56ページ及び57ページのとおり、諮問事項は、(1)(2)とございますけれども、加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方、その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方、この2点になっておりまして、本年夏ごろまでの答申を希望するとなっております。

58ページには、委員会の開催状況が書いてございます。接続政策委員会では2月以降、合計9回にわたり丁寧に検討を積み重ねてまいりました。3月18・19日には、当部会の有志の方も参加いただいて、事業者からヒアリングを行い、その後も委員会の検討プロセスにおいて、事業者からの意見を伺う機会を2回設けました。これらの意見を踏まえて議論しました結果を、ごらんいただいているこの報告書の形で取りまとめております。

報告書の概要ですが、この報告書の表紙を開いていただきますと目次が第1章から第4章までございます。第1章、第2章では、制度の概要やこれまでの経緯等の事実関係を整理しております。第3章では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する基本的な考え方といたしまして、まず接続型の提供形態が、我が国のFTTH市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様化を図る上で広く活用される必要があり、そのためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすいものである必要がある。また、自分で接続する自己設置、接続、卸役務、この3つのタイプのバランスが適当に保たれ、市場全体の需要増につながるということが重要であるという形で整理しております。その上で、光配線区画に係る課題や接続料の算定方法に関して考え方を整理しております。接続制度につきましては、当面の措置として、NTT東西による償却方法の定額法への移行等の取り組みについて、平成28年度移行の接続料の低廉化を図るという観点から、速やかに検討することといたしまして、総務省においては、NTT東西による取り組み状況を注視し、検証を行うとともに、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しとあわせて、加入光ファイバの接続制度の在り方について、改めて見直しを行うことが適当という形で整理しております。第4章では、以上の内容を改めて諮問事項に対応する形で提言としてまとめております。

以上が、接続政策委員会の報告書の概要ですが、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、資料31-1-1をごらんください。報告書の概要について、私から説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。FTTHサービスに関する制度の概要について書いてございます。先ほども酒井主査代理からありましたとおり、自己設置、接続、卸役務の3つの提供形態がございます。下の図にありますとおり、自己設置型では、必要な設備をみずから設置し、一番下の卸役務では、自分の設備を持たずに役務の再販をするもので

ございます。接続型は、通信速度や料金の多様化を可能とするOSUなどの設備をみずから設置するものでございまして、自己設置と卸役務の中間的な存在と位置づけられます。

NTT東西が競争事業者に加入光ファイバを貸し出す際の接続料や接続条件は認可制でございまして、接続料は原価に基づく算定が求められてございます。卸役務については、料金等について相対契約で個別に設定することができますけれども、本年の電気通信事業法改正によりまして、事後届出制が導入されてございます。

2ページをごらんください。現行の接続料でございます。この図にありますとおり、戸建て向けのいわゆるシェアドアクセス方式では、1芯の主端末回線を局外スプリッタにおいて最大8分岐して契約者を収容してございます。現行の算定方法では、主端末回線の接続料は芯線単位で設定されておりました、1芯線に収容する契約者数が増えても、接続料の負担は定額でございます。そのため、光配線区画の中で、主端末回線に収容する契約者数を増やす、すなわち、収容率を高めることで、1契約者当たりの費用を引き下げることが可能になるものでございます。

3ページをごらんください。具体的な光配線区画のイメージでございます。先ほど申し上げましたとおり、NTT東西は戸建て向けのFTTHサービスにおいて、主端末回線を分岐するスプリッタを電柱に設置いたしまして、1芯線の主端末回線に最大8契約者を収容してございます。1つのスプリッタがカバーする地理的範囲はNTT東西が決定しておりまして、これを光配線区画と呼んでございます。1区画に四、五十世帯が存在してございます。異なる区画に属する契約者は、同一の芯線に収容することができないため、1芯線に収容できる潜在的な契約者数が制約されるという物理的な特徴がございまして、接続型事業者が借りた主端末回線の収容率が低水準にとどまった場合に、1契約者当たりの費用を引き下げることが難しくなるものですから、高い収容率を実現しているNTT東西との競争が困難との指摘がございまして。

4ページをごらんください。これまでの経緯でございまして、光配線区画の獲得利用者数の多寡に依存しない接続料体系として、競争事業者からは分岐単位接続料、すなわち接続料算定の分母として、主端末回線の利用芯線数ではなくて、分岐端末回線の利用回線の合計を用いて算定する方式の導入の要望がありまして、その是非について長年議論が行われてまいりました。ただし、これまでの議論では、その実現には課題があるとされ、導入すべきとの結論には至らなかったものでございます。

平成24年3月の情報通信行政・郵政行政審議会の第二次答申におきましては、この分岐単位接続料の導入の是非について再度検討が行われましたけれども、解決すべきさまざまな課題が依然としてあるということから、この方策を講じるのではなくて、配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューといった導入可能な方策を講じることが適当とされました。(3)が情報通信行政・郵政行政審議会の第二次答申を踏まえた取り組みとその評価でございます。第二次答申を踏まえた3年間の取り組みの実績については、既存の配線区画の見直し、接続事業者向けの光配線区画の新設、エントリーメニューの導入といったものでございますけれども、ここに書いてありますとおり、いずれの取り組みについても、接続事業者が利用する加入光ファイバの収容率を高める観点からは、成果を挙げたと評価するには十分とは言えないものでございます。

5ページをごらんください。最近の加入光ファイバの接続料の推移でございます。平成26年度まで一貫して低廉してまいりましたけれども、平成26年度から平成28年度に認可したものにつきましては、需要の伸びの鈍化等の影響により、下げどまり傾向にありまして、さらに平成27年度は、乖離額調整の結果、初めて上昇しています。今後も景気の回復等により、接続料算定に用いられる自己資本利益率が高い水準になれば、平成30年度までさらに上昇する可能性がございます。

それから、(5)として、もう一つの背景として、NTT東西のいわゆるサービス卸の提供の開始ということで、平成27年2月からサービス卸の提供が開始されました。現在NTT東日本エリアでは81社、西日本エリアでは82社がサービス卸を利用しておりまして、契約者数は27万契約に達するなど、急速に増加している状況でございます。

こういった背景を踏まえまして、基本的な考え方を6ページに取りまとめてございます。接続型の提供形態は、我が国のFTTH市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様性を図る観点から、今後も多様な事業者によって広く活用されることを期待すべき提供形態であり、接続料は接続事業者にとって利用しやすく、接続条件についても、円滑な接続の実現が図られるものであることが必要としてございます。事業者が資金力や事業戦略に応じて、この3つの形態の中から合理的に選択できる環境が整備され、これらのバランスが適切に保たれることによって、市場全体の需要増につながるということが重要であるとしてございます。

それを踏まえて、接続料の算定方法の在り方についてでございます。まず、加入光フ

ファイバの接続料に関する当面の措置として、戸建て向けF T T H市場において、接続事業者に対する加入光ファイバ1 芯当たりの接続料の低廉化を図ることは、接続型の提供形態の利用促進に資するものでございます。N T T 東西から提案がありました償却方法の定額法への見直しにつきましては、企業努力によるさらなる効率化、費用削減、コスト把握の精緻化の取り組みによる効果とあわせて、相当の接続料の低廉化が期待できるものでございます。※2にありますとおり、平成26年の2,808円の接続料について、平成31年度では2,000円程度になるという見込みが、N T T 東西の推計で示されているところでございます。

7ページをごらんください。続きでございますが、一方、委員会における質疑では、光配線区画をめぐるさまざまな課題が存在する状況において、接続型の提供形態が広く活用されるためには、関係事業者からも提案がありましたとおり、一部の費用、例えば、未利用芯線の費用や施設保全費につきまして、契約者数比に改め、接続料体系を見直すことも一案との意見もございました。しかし、N T T 東西による取り組みと接続料体系の見直しを同時に行う場合には、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、3形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、自己設置型事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要であるとしてございます。

このためまずは、N T T 東西において償却方法の定額法への移行等の取り組みについて、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から、速やかに検討を進めることが適当であるとした上で、総務省においては、N T T 東西による取り組みの実施状況を注視し、接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果を検証することが適当としてございます。

また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、例えば、施設保全費等の一部の費用の負担を一時的に契約者数比とすることなどの措置により、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする。そして、一時的に取り漏れとなりました接続料の差額については、N T T 東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、翌年度以降、接続料水準が前年度水準を下回った段階で、接続料に加算して回収することが適当としてございます。

8ページをごらんください。加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立しました改正電気通信事業法の3年後の見直しとあわせて、接

続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取り組みの状況、サービス卸も含む市場全体の競争の状況を評価し、改めて見直しの検討を行うことが適当としてございます。特に接続料の算定方法の在り方については、接続料原価を構成する個別費用負担の在り方も含めて、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当であるとしてございます。

③のサービス卸の卸料金との関係についてでございます。総務省において公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料とサービス卸の料金水準やF T T H市場における競争の状況に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当であるとしてございます。

④の光ファイバケーブルの耐用年数の見直しでございます。N T T 東西において、原則として、減価償却費の算定に用いる耐用年数としましては、経済的耐用年数と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当であるとしてございます。

ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、推計結果等の具体的な根拠を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、N T T 東西がみずから公表することが適当としてございます。

それから、(2)で光配線区画に関するもろもろの課題、その他の競争政策上の課題への対処の在り方でございます。まず、①の8收容の原則をめぐる課題ということで、この下の図にありますとおり、1つの配線区画の中で、接続事業者の契約数が8に満たないにもかかわらず、2芯線以上が貸し出されているような実態がございます。下の右側の絵を見ていただきますと、1つの配線区画に3業者しかいないにもかかわらず、2本の主端末回線が使われているという状況がございます。

このため、N T T 東西において、1本の芯線には8契約者まで收容するという8收容の原則等を接続約款に明文化することが必要であるとした上で、実効性を確保する観点から、例えば、電気通信事業法施行規則を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当であるとしてございます。

②の光配線区画の特定に関する課題への対処の在り方でございます。光配線区画に関する情報について、いろいろな誤情報が含まれているということにつきまして、その原因を調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、必要な措置を検討して、内容を公表することが適当としてございます。

その上で、総務省においては、区画の特定に必要な情報、例えば、区画内の全ての電

柱の位置情報が新たに提供されるよう、告示の見直しを行うことが適当としてございます。

10ページをごらんください。光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方として、こういった事例につきまして、NTT東西において類型化した上で公表することが適当であるとしてございます。さらに事後的に分割・縮小される光配線区画等につきまして、接続事業者の予見性の向上やその影響緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、内容を公表することが適当としてございます。総務省においては、区画の分割・縮小の状況やNTT東西による措置の実施状況について周知することが適当としてございます。

最後に、11ページをごらんください。今後の見直しのスケジュールでございます。先ほどの接続料の低廉化に向けた措置や耐用年数の見直しにつきましては、NTT東西において、平成28年度からこうした措置を反映すべく、接続約款の変更認可申請を行うことが適当としてございます。

上記(2)の光配線区画に関する問題につきましては、総務省において施行規則の改正等に着手しまして、制度改正を踏まえて、NTT東西において接続約款の改正手続を速やかに開始することが適当としてございます。

説明は以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、ご発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○熊谷委員　　今年からNTT東西が光の卸サービスを始めておりますが、先ほど資料の5ページでご説明がありましたように、加入光ファイバの接続料が初めて上昇に転じています。そのため、接続型の形態による多様なサービスの提供が、客観的に見れば、少し危ぶまれる状況になっているのではないかと考えます。その意味で、今回委員会で非常にきめ細かい議論をしていただいて、1つは、加入光ファイバの利用を拡大するためには、卸だけではなくて、イノベーションにつながっていくような接続型の提供形態の利用を拡大することが重要であるということ、また、接続料の低廉化を進めるというコンセンサスが得られたということは、非常に大きな前進ではないかと考えます。

具体的には、NTT東西が平成31年度、2,000円程度に向けて低廉化するという見通しを示されているわけですから、これはぜひ迅速に対応していただきたい。また、

接続料の低廉化によって、接続の形態で光ファイバを利用する事業者が増加していくということを大いに期待したいと思います。

最後に申し上げたいのは、3年後にまた算定の在り方を見直すということでございますが、接続料の低廉化が進展しているのかどうか、もしくは加入光ファイバ市場でどういふ競争状況になっているかということ、引き続き、これは総務省だけではなくて、この情報通信審議会でもぜひ注視していきたいと思えます。

以上です。

○山内部長 ありがとうございます。ご意見として承りたいと思えます。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○井手委員 今回の点について、6ページの基本的な考え方ということで、自己設置、接続、卸という3形態があり、NTT東西が光ファイバの卸という新しいビジネスモデルを提供したわけですけれども、ここでバランスが適切に保たれるという意味がよくわからない。本来事業者としては、接続をするのか、卸をするのかというビジネスモデルで、新たに卸役務というサービス提供を始めたということなので、バランスを保つというのはどういう意味なのか。これが1対1対1という形で発展するのが望ましいと考えるのか。

本来政策というのは、どういう姿が一番望ましいのかを描いて、そこに持っていくのが望ましいと思えます。今回の報告では、接続料を低廉化して接続事業者が使いやすいようにしていくということが1つの方向性として示されているのですけれども、最終的にどういう姿が望ましいと考えているのかという点を、少し教えていただければと思います。

それにより全体の需要が増になるということであればいいのですけれども、単純にスイッチングで、全体のパイは広がらないということがあってはならないので、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

○酒井主査代理 少し難しいご質問なのですが、私の意見では、まず最初に接続と卸を考えたときに、接続が卸に比べて高いということがあると、接続を誰も使わなくなってしまうため、本質的に同じ条件なら、接続は卸よりも少し安いぐらいでないとは本当はまずいというのが1つあります。

次に接続が不当に安くなると、自己設置事業者が、逆にNTTの接続やNTTの設備環境と競争できなくなるので、自己設置事業者、要するに、自分で光ファイバを引いた

りする事業者も正当な競争ができるように、その状態で大いに進展できるように、この3つがうまく進展するような料金体系のバランスをとっていかうというところが、まず第一歩だと思います。

その比率を何パーセントにするというところまでは、少なくとも委員会としては議論しておりません。委員会としては、そこがフェアになるような料金体系が望ましいと考えるというのがポイントです。

○井手委員 最後のほうで、自己設置にするような投資のインセンティブを考えていくという指摘があったと思うのですが、これは、これから具体的に考えるということですか。

○酒井主査代理 いえ、例えば、今でも9電力系の会社などは自己設置をやっておりますが、その会社が自分で一生懸命つくった料金体系が、この接続よりも高くなってしまおうと、とてもモチベーションがわからないわけです。ですから、接続料を考えるときに、もちろんフェアに考えなければいけないのですが、それを両方考えて、きちんとした水準に落ちつくようにうまくやらなければいけないというところから来ていると思います。

不当に接続を安くしてしまったり、逆に卸を高くしてしまったり、そういうことがないような形で、うまくバランスをとりながら、接続料金を決めていかなければならないだろうというところが重要です。

○山内部長 よろしいですか。

○井手委員 はい。

○山内部長 そのバランスというところが、なかなか難しいと思いますが。今おっしゃったような。

○酒井主査代理 部会の品質で自己設置は何パーセント、接続が何パーセントという点については、委員会としては議論しておりませんので。

○井手委員 NTTなどが卸役務を始めた動機が何かはわかりませんが、卸に少しシフトしようという意図があるのなら、これは、ビジネスモデルとして接続よりも卸のほうが使い勝手がいいということであれば、事業者もみんなシフトしていくということにはなるのではないかと。そのときに、バランスをとらなければならないというものもあると思います。

○酒井主査代理 無理に全部接続にとどめようというわけではないのですが、NTTとしては多分なるべくみんな卸にシフトしてほしいと思っているかもしれません。ただ、

接続料金はあくまでも原価計算から来ているので、NTTの卸であっても、接続料金と本質的に同じ条件なら、安くはできないはずなのです。そこが不当に安くなってしまうと、今度は接続を使う事業者が何もできなくなってしまう。そのところで接続料金がきちんとなっていて、NTTの卸と適当にうまくバランスをとるはずなので、それをきちんとやっていきたいと思います。

○山内部会長　よろしいですか。ありがとうございます。料金設定の上でのバランスと結果的に出てきたシェアのバランスの両方ともがあるという感じですね。

ほかにいかがでしょうか。

○相田部会長代理　この件も何度目かになるので、もう少しはっきりとした結論をという気もしたのですけれども、やはり今もありました卸という新しいファクター、それから、減価償却方法の見直しというかなり大きな擾乱のもとで、また今回も、もう少し様子を見ようということになって、やや歯切れの悪い報告書で申し訳ないのですけれども、このような形となりました。

○山内部会長　ありがとうございます。

そのほか、この件についてなにかございますか。泉本委員、どうぞ。

○泉本委員　減価償却方法を変更することについてお伺いします。以前の定率法だと、当初の減価償却からだんだん償却費が低減されてきますが、その分、修繕費や保全費がかかるだろうという大前提があります。定額法にすると償却費が一定になってしまうわけですけれども、最初から一定の修繕費や保全費が発生するのか、この点を変更してしまっても大丈夫なのかということについて、いただいた報告の議論には参加していなかったもので、どのような議論が行われたのかを、すこしご説明いただければと思います。

○山内部会長　この辺は事務局からいかがでしょう。

○竹村料金サービス課長　はい、その辺のデータにつきましては、対外非公表でございますので、委員限りの資料として、接続政策委員会の皆様に確認していただきました。当然、償却方法の見直しによって、本質的に償却額が減るわけではございませんけれども、当面の接続料原価は安くなるということと、あとは、NTT東西によるコスト削減の企業努力ということで、接続料が下がっていくという見通しについて、具体的な数値を示してご説明いただいたということです。

○山内部会長　よろしいですか。

○泉本委員　はい。

○山内部会長　　ありがとうございました。

そのほかにいかがですか。どうぞ。

○谷川委員　　9ページ目に、本来の運用ルールと実際の運用が違ったという例が載っていますけれども、これ以外にもいろいろあるのですか。それとも、原価に直結する部分だったので、たまたまこれが話題になっただけで、それ以外に、本来ちゃんと運用を見っておかなければならない項目は存在しているものなののでしょうか。

○酒井主査代理　　ほかのところはわからないのですが、8收容というのは、確かに1本の線で8端末しか收容できないので、例えば、同じ区画だったら、順番に1、2、3、4と増えていくたびに、同じように繋がなければならないのですが、それが結果的に繋がっていないところがあり、クレームがあつて調べたところそういう例もあつたので、そのようなことがないようにしようということだと思います。ほかのところもあるのか、よくわかりません。今回の議論では、ほかのところは直接関係なかったので、それほど議論しておりません。

○谷川委員　　これは、業者からすると、2本張ってしまったほうが、建設コストが安く済むというようなことはあり得るのですか。

○酒井主査代理　　業者というのは、NTTの事業者ですか。

○谷川委員　　はい、例えばですが。

○酒井主査代理　　悪意があるというよりは、例えば、あるところで8端末收容していたら、だんだん使用者がやめていってしまって、残り1端末になってしまった。そうしたら、その1端末をまた別のところに收容するのは大変なので、放っておいたほうがいいだろうという話もあつたと思います。その他、勘違いやミスもあつたかもしれません。あいているのにこっちにつないでしまったとか、無理に分けたほうがよいという話はないと思います。

○竹村料金サービス課長　　よろしいでしょうか。報告書の本体の17ページに、2本使われてしまった原因の分析について、NTT東日本から報告をいただいております。今、酒井主査代理からのお話にありましてとおり、8收容、8ユーザーを超える申し込みがあつた後に取り消しがあつたとか、クロージャの中のスペースが満杯で、新しい線を引き込まざるを得なかったとか、そういったやむを得ない場合もございますけれども、ほかの事業者が利用していたスプリッタから引き込まれて、それを再利用してしまったという例もございました。そのように原因について分析をしてございます。

- 山内部会長　よろしゅうございますか。どうぞ。
- 井手委員　８ページの耐用年数の見直しというところで、経済的耐用年数を用いるのが適当であるという話ですけれども、普通は法定耐用年数や、使用実態に応じた財務会計上の耐用年数があると思うのですけれども、それとかなり乖離しているということなんでしょうか。年数がかなり違うために経済的耐用年数を使うのか、どういう理由で経済的耐用年数を使うのか。その説明が不十分でよくわからないので、ご説明いただけますか。
- 竹村料金サービス課長　今、実際に使われている耐用年数は、平成２０年度以降、架空１５年、地下２１年ということになってございます。経済的耐用年数のところに説明で書いてございますけれども、長期増分費用方式の接続料算定に用いられる耐用年数として、最新の撤去実績に基づきまして推計をした値として、このぐらいの耐用年数だろうということで、架空１７．６年、地下２３．７年を用いる方向で検討すべきとしてございますが、上記によらない具体的な、合理的な理由がある場合には、ＮＴＴ東西において、具体的にどういう理由でそういうことをするのか。例えば、推計結果を示していただくとかという形で、それによらない理由等を総務省に対して報告、公表していただきたいということで、アカウントビリティを求めるという提案でございます。
- 井手委員　合理的な理由とは、どういうことが考えられるのですか。長期増分費用のＬＲＩＣで、モデルでこういうのを使っているから、耐用年数をこうしますというのはわかりやすいのですけれども、もしそれを使わないというと、合理的な理由とは、例えば、どういうことが想定されるのですか。
- 竹村料金サービス課長　ＮＴＴ東西がみずからいろいろな設備を撤去したり、設備を運用されたりしているわけございまして、それをもとに実態がこうだというデータに基づいた推計といったものを示していただいて、それが合理的なものと認められればそれで構わないということでございます。
- 井手委員　わかりました。
- 山内部会長　よろしいですか。ありがとうございます。ほかにもございますか。どうぞ。
- 森川委員　せっかくなので、この委員会に出席していた感想になりますけれども、この報告書のまとめ方は、これしかないかなというのが私自身の理解でございます。先ほど、相田委員や酒井主査代理がお話しされたように、バランスをとるとこれしかないかなと思っております。

しかし、これから接続料はどうなっていくのかという点は、まだ見えていないところがあります。接続事業者側からすると、事業予見性を高めていくためにも、ある程度は何となくわかっていたほうがいいですし、設置型の事業者側からしても、接続料がどうなるのかという点が事業を進めていく上では重要なので、この最後のところにしっかり書いておりますけれども、総務省にはぜひしっかりと注視していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○山内部会長　ありがとうございます。

それでは、まだまだご意見があるかと思えますけれども、時間の関係もございまして、意見交換はこの辺で終了させていただこうと思えます。

本日は委員の皆様からいろいろご意見をいただきましたけれども、特に報告書に対して大きな修正を要するご意見はなかったと、私としては理解しております。

つきましては、本報告書を当部会の答申（案）として了承いたしまして、意見招請の手続を行うこととしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、具体的な手続は事務局にお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

報告事項

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

○山内部会長　続きまして、諮問第1221号の「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について審議をしたいと思えます。

本件も、本年2月9日開催の当部会を経まして、接続政策委員会において調査・検討を進めていただいております。

それでは、これにつきましても同委員会の酒井主査代理から、委員会報告書についてご説明をお願いしたいと思います。

○酒井主査代理　それではご報告いたします。最初に、資料31-2-2の60ページの諮問書をごらんください。この諮問書にございますように、本件はNTT東西が設置する第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能等の電話網に係る接続料の算定に

適用されている長期増分費用方式（LRIC）の平成28年度以降の算定の在り方につきまして、2月9日に総務大臣から諮問を受けたものです。

次の61ページをごらんください。本件は、先ほど説明いたしました加入光ファイバに係る接続政策の在り方の審議と並行して、接続政策委員会で議論を行ってまいりました。その中で、平成27年3月18日には当部会の有志の方にも参加いただいて、事業者からのヒアリングを実施するなど、計6回の調査・検討を経まして、資料31-2-2の報告書のとおり取りまとめてございます。

報告書の概要につきましては、資料31-2-2の2ページ目に目次がございます。第1章「はじめに」では、これまでの経緯や電気通信市場の環境変化等についてまとめております。第2章では、平成28年度以降の接続料算定方式につきまして、引き続き長期増分費用方式を採用し、IPモデル等、改良モデルを比較した結果、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当であるという形でまとめております。また、第3章のNTSコストの扱い、第4章の接続料算定に用いる入力値の扱い、第5章の東西均一接続料の扱い、第6章のNGN接続料との加重平均方式の導入という形で、それぞれの項目について、接続政策委員会としての考え方を整理しております。第7章では、改良モデルを用いた算定方式の適用期間といたしまして、基本的には平成28年度から平成30年度までの3年間で適当であろうとまとめております。最後に第8章では、今後の接続料算定方式の在り方として、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当という形でまとめております。

以上が、接続政策委員会の報告書の概要です。詳細につきましては、事務局からお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官　それでは、ご説明させていただきます。資料31-2-1の報告書概要に沿って説明させていただきます。

1ページ目をごらんください。まず、これまでの経緯等でございます。平成24年の前回の答申で、IPをベースにしたモデルの検討等が要請されましたことから、本年1月に長期増分費用モデル研究会の検討の結果、報告書がまとめられました。そこで新しいIPモデルやこれまでのモデルを改良したモデルが示されたところでございます。このモデルをベースに今回委員会で検討してまいりました。

全体的な背景として、PSTNについては、加入電話の契約者数や通信料が引き続き減少しておりまして、NGN等によって提供されますIP電話の契約数とか通信料が、

それを上回っている状況でございます。一方、昨年12月に2020年代に向けた情報通信政策の在り方について、この情報通信審議会から答申いただきましたが、その中では接続料制度にはビル&キープを導入することについて、詳細な検討を進めることが適当とされたところでもございます。

こうしたことを踏まえまして、先ほど酒井主査代理からご説明のあった検討項目について、接続政策委員会で議論いたしまして、報告書としてまとめていただいたものでございます。それらの論点について、順番に説明していきます。

2ページ目をごらんください。まず、接続料算定方式でございますが、(1)長期増分費用方式(LRIC)の評価でございます。こちらは、接続料算定における透明性や公平性の確保については、非常に大きく貢献していると考えられる一方で、現時点においては、これらを十分に担保し得る適切な代替手段は見当たらないといったことがございます。こういったことを踏まえまして、平成28年度以降の接続料算定方式としても、引き続きLRICを用いることが適当と整理しております。

(2)IPモデルと改良モデルの評価等でございます。まず、IPモデルについては、実は音声品質を確保するための具体的な方式やコスト等が必ずしも整理されておらず、最終的にケースA、ケースBという2つのモデルが示されたところでございます。こうした形で大きな課題が残っている状況でございます。また、IPモデルを適用した場合には、アンバンドル機能の一部が算定できないということがございます。こうした機能を実際費用方式とすることについては、接続事業者間でも意見が分かれている状況でもございます。一方、改良モデルについては、特段の課題は見当たらない状況でございます。これらを踏まえまして、平成28年度以降の接続料算定におきましては、改良モデルを適用することが適当と整理しております。

3ページ目をごらんください。それぞれのモデル別に、今後の接続料原価と接続料の予測を示したものでございます。これまでの現行モデルは、平成25年度から平成27年度までが黒でございます。IPモデルのケースAが青、ケースBが赤、改良モデルが緑となっています。今回適用する改良モデルは、真ん中あたりということになります。下の接続料の予測についても同様でございます。

4ページ目をごらんください。続きまして、NTSコストの扱いでございます。NTSコストについては、基本的には接続料原価に入れることは適切ではないということで、接続料原価から除かれていたのですけれども、そうなりますと、ユニバーサルサービス

に係るコストが上がってしまいます。ユニバーサルサービスのコストにつきましては、事業者がユニバーサルサービス料という形で、利用者にそのまま請求している状況でございましたので、このNTSコストの一部であります、き線点RT-GC間伝送路コストと申しますが、こちらについては100%従量制の接続料の原価として入れ込んだところでございます。ただ、そうしますと、下の表をごらんいただきたいのですけれども、実は接続料コストとしては、原価にこのコストを全額入れると、除いたものと比べて、大体1円ちょっとの差が生じます。そうしたことから、今回このNTSコストを接続料原価から除くということについて検討をいただいたものでございます。

結論としましては、事業者の太宗が番号単価をそのまま利用者に請求している状況には変化ないということに鑑みますと、現時点において接続料原価からこれを控除して、ユニバーサルサービス制度に係る補填対象額が増加するという事は適当ではないことから、引き続き接続料の原価に100%を算入することはやむを得ないという結論になってございます。しかしながら、原則としては、このコストは除かれるものでございますので、今後ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方を見直すこと等によりまして、接続料原価からこのコストを除けないかどうかということを検討することが適当であるということも、あわせて整理していただいております。

5ページ目をごらんください。接続料算定に用いる入力値でございます。どの時点での通信料をとるかで、接続料の枠が変わってまいります。(i)の前年度通信量を採用した場合、予測と実績の乖離はゼロになりますけれども、前年の通信量をとりますので、実際に当年度の通信量との乖離が大きくなってまいります。(iii)の当年度通信量を採用した場合は、当年度通信量との乖離幅はなくなるものの、1年先の予測になりますので、実績との乖離幅が非常に大きくなるという問題がございます。2番目の前年度下期と当年度上期を通年化する通信量というのが、その間をとったものでございます。従来この通信量をとってきたところでございます。

今回の検討におきましても、適用年度通信量との乖離幅や、予測と実績との乖離幅等を比較した結果、引き続き2番目の前年度下期と当年度上期を通年化した通信量を採用することが適当と整理しております。

4番目の東西均一接続料の扱いでございます。接続料算定の原則や、そもそもNTT東西が別々の地域会社であることを踏まえ、東西別の接続料を設定することが適当ではございます。また、接続料が東西別となって、IP電話の契約数は加入電

話を上回っている状況にもございます。しかしながら、IP電話サービスは、一般的にはブロードバンドサービスとともに提供されるものでございまして、必ずしも現時点においてPSTNとIP電話を同一の観点から比較し得る状況までには至っていないのではないかと考えております。また、改良モデルを用いたとしても、東西間の接続料格差は、依然として20%以上になっております。

こうしたことを踏まえまして、引き続き東西均一接続料を採用することが適当と整理しております。

6ページ目をごらんください。NGN接続料との加重平均方式の導入について、こちらは3年前の前の答申時に宿題としていただいたところでございます。IP網への移行の進展がある程度進んだ状況においては、こういった接続料を設定することも合理的とは考えられるものの、現時点においては、事業者から積極的に加重平均方式導入を求めるといった意見はございませんでした。また、ネットワークの原価算定方式が、片やLRIC、片や実際費用と異なっておりますので、この方式の導入についても、検討すべき課題が多々残っております。

こうしたことを踏まえまして、今回加重平均方式を導入することは見送りました。しかしながら、今後PSTNに係る需要の急激な減少等によりまして、適切な接続料を算定することが困難になった場合の対応の一つとしては、引き続き必要な検討を行っていくことが適当と整理しております。

6番目の平成28年度以降の接続料算定方式の適用期間でございます。こちらは、事業への中期的な展望とか予見性の確保の観点から、算定方式が頻繁に変更されることは好ましくありません。したがって、こちらも引き続き3年間とすることが適当だと整理しております。

7ページ目をごらんください。最後に、今後の接続料算定の在り方についてです。こちらは、次々期の話になります。見直しの方向性としましては、PSTNを取り巻く環境が現在大きな変化の時期にございます。電気通信分野において、競争の中心は、従来の固定電話から携帯電話に移行しております。一方、固定電話、携帯電話を問わず、ネットワークのIP化も進展してきています。今の仕組みが今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうかという点について見直す時期に来ていると整理しております。

この点について、昨年末の2020年代に向けた情報通信政策の在り方の答申におき

ましては、ビル&キープ方式について詳細な検討を進めるべきとされております。また、ヨーロッパやアメリカでも、ビル&キープとLRICという差はあっても、固定電話と携帯電話網の接続料を同じような形にする、あるいは類似の制度にする、という運用がなされているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、次々期に適用する接続料算定方式の検討に当たっては、そもそもLRICモデルの見直しだけではなく、固定電話網及び携帯電話網全体にビル&キープ方式や長期増分費用方式を導入するといった音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当であると整理しております。

最後に8ページ目でございます。その際留意すべき事項としましては、仮にこのような音声通信に係る接続料制度全体の在り方を検討することとなりますと、十分な検討期間を設ける必要がございます。したがって、この検討はできる限り早期に開始すべきであるとしております。

なお、IPモデルの検討も今後行われることになるのですけれども、そもそもこちらの検討については、今申し上げました音声通信に係る接続料算定の制度全体の在り方についての検討を踏まえて行われることが適当ではないかと整理しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方についてご意見、ご質問を承りたいと思います。

今回は基本的に従来方式を採用し、計算方法についてももう少し精査するという内容になっていると思います。

いかがでございましょうか。相田委員から追加的なご発言はございますか。

○相田部会長代理　これももう大分長いこと議論してきております。当初は、いわゆるPSTNの中で交換機を最新のものに置きかえるといったことで、低廉化を図ってきたわけですけれども、PSTNそのものの装置は今もうほとんどつくられておりません。今の最新の技術をとということになると、ネットワークのつくり方自体が大きく変わってしまいます。でも、現にPSTNで提供しているものの値段をはじきたいというところのギャップを埋めるのがなかなか難しく、今回そこまで進まなかったということで、最後のところに、今後の話としてご説明がありましたけれども、NTT東西にPSTN

マイグレーションをどうされるおつもりなのかというあたりもいろいろと伺いながら、
どういう形で今後の接続料算定をやっていったらいいのかということについて、検討し
なければいけないと思います。

○山内部会長　ありがとうございます。

内容的にはかなり専門的といいますか、細かい議論にはなるとは思います。ほかの委
員の方は、いかがでしょう。泉本委員、何かございますか。

○泉本委員　PSTNに関連して、固定電話はどんどん減ってしまって、交換機も更新
しないということですが、物理的に、もう動かないという時期は来ないのでしょ
うか。

○片桐料金サービス課企画官　それは、物理的に来ます。

○泉本委員　来てしまいますよね。そのときにサービスはどうなってしまうのでしょ
うか。今伺っていて、その点が気になりました。

○片桐料金サービス課企画官　マイグレーションという話でございまして、今の従来型
のPSTNをNTT東西自身がIPネットワークに移そうとされています。ただ、お客
様はPSTNのほうがまだまだ多いので、徐々に段階を追って移していくということに
なっています。

一方、機器についても、最初はメーカーが部品をつくり、保守をしているのですけれ
ども、保守の機関等が消えていくと、そもそも部品すらなくなってきて、故障したもの
を直すことができなくなるということが、いつかは起きます。

このような事情もありまして、たしか2020年以降にNTT東西が、将来的な展望
という中でマイグレーションをどうするかということ判断するということで、以前公
表されたところなのですけれども、それについては、今後また近くなってきましたら、
おそらく現実問題としてマイグレーションをどのようにするか、実際にIPにしますと、
今までPSTNで提供していたことが一部できなくなる場合もございますので、そうい
った点も含めて考えなければならなくなるかと思えます。ただ、その時期については、
実は現時点において総務省にもまだご相談がない状況でございます。今後そういったこ
とも踏まえながら、検討していかなければならないと考えているところです。

○泉本委員　大きな問題ですから、早目早目にすべきかと思えます。

○吉田事業政策課長　その点につきましては、このところはしばらく動きがなかった
のですが、電話網移行円滑化委員会というものがございまして、二、三年前にマイグレ

ーションの全体的なNTTの方針を決めたときに何度かご議論をいただきました。今、片桐から申し上げたように、2020年に5年間ぐらいかけて移行するという大まかな方針はございますので、そこに向けて、例えば、IPネットワークと従来のネットワークで提供できるサービスの内容や形態等いろいろな点が丸々イコールではございませんが、その部分をどう扱うかといったことを含めまして、今後またご議論いただくことになるかと思えます。これまでも総括的なご議論はいただいておりますけれども、そのための委員会もございますので、そこら辺はきちんとご議論いただけるよう考えていきたいと思っております。

○泉本委員　今回は少し先送りしたという感じがしましたがけれども、今の点についてもしっかり議論しないと、接続料というか料金の算定が根本から変わってしまうと思います。

○山内部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、今、若干ご意見をいただきましたけれども、基本的に報告書に関して大きな修正を要するご意見ではなかったと思っております。

つきましては、本報告書を当部会の答申（案）といたしましてこれを了承し、意見招請の手続を行うこととしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。具体的な手続は事務局にお任せしたいと思えます。

閉　　会

○山内部会長　それでは、以上で本日の議題は全て終了ということになりますが、委員の皆様から何か特段のご発言があれば、今承りますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。事務局から何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げたいと思えます。

以上で閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。